

令和6年9月市議会定例会

参 考 資 料

<議第54号>
<議第55号>

焼 津 市

令和6年9月市議会定例会

参考資料目次

議案番号	件	目	頁
議第54号	焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		1
議第55号	静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		2

議第54号 焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

議第54号 焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）	新旧対照表
日	新
焼津市国民健康保険条例	焼津市国民健康保険条例
昭和34年3月31日条例第11号	昭和34年3月31日条例第11号
第1条 略 ～ 第11条 (過料)	第1条 略 ～ 第11条 (過料)
第12条 法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。	第12条 法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。
第13条 略 ～ 第15条 附則 略	第13条 略 ～ 第15条 附則 略

議第55号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約(案)

新旧対照表 日	静岡県後期高齢者医療広域連合規約 平成19年2月2日静岡県後期高齢者医療広域連合告示第1号	新 静岡県後期高齢者医療広域連合規約 平成19年2月2日静岡県後期高齢者医療広域連合告示第1号
第1条 ～ 略 第3条	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、当該各号に掲げる事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) 前各号に掲げるもののほか、後期高齢者医療制度の施行に関する事務	第1条 ～ 略 第3条 (広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、当該各号に掲げる事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) 前各号に掲げるもののほか、後期高齢者医療制度の施行に関する事務
第5条 ～ 略 第18条 附則 略 別表第1 (第4条関係)	(被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付) 1 被保険者の証明書等の引渡し 2 資格確認書等の返還の受付 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し(一部負担金の減免申請及び給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付を含む。) 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に規定する事務に付随する事務	第5条 ～ 略 第18条 附則 略 別表第1 (第4条関係) (被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付) 1 被保険者の証明書等の引渡し 2 資格確認書等の返還の受付 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し(一部負担金の減免申請及び給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付を含む。) 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に規定する事務に付随する事務
別表第2 略		別表第2 略